

○環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

(平成十五年三月三十一日)

(環境省令第十三号)

改正	平成一六年	三月三十一日	環境省令第	九号
	同	一六年	八月二四日	同 第二〇号
	同	一七年	四月二八日	同 第一二号
	同	一八年	三月三〇日	同 第一二号
	同	一八年	四月二七日	同 第一五号
	同	一九年	四月一六日	同 第一〇号
	同	二二年	九月一五日	同 第一八号
	同	二三年	十一月三〇日	同 第三二号
	同	二四年	九月一九日	同 第二七号
	同	二七年	二月二〇日	同 第三号
	令和	四年	八月二五日	同 第二四号

構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第十六号の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令を次のように定める。

環境省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

(特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合の特例)

第一条 地方公共団体(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。)が、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域(法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。)において、特別管理産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。)の運搬に係るパイプライン使用の特例事業を実施することについて、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たって次の各

号に掲げる要件を満たす運搬用パイプラインを用いる必要があると認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定(法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る運搬用パイプラインを用いる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合とみなす。

- 一 異なる種類の特別管理産業廃棄物が混合しない構造を有するものであること。
- 二 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 三 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画の対象区域内に設置されるものであること。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の特例)

第二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、ノヤギ(カブラ・ヒルクス)(以下「ノヤギ」という。)を狩猟鳥獣(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二条第七項の規定に基づき環境省令で定める狩猟鳥獣をいう。以下同じ。)とする特例事業を実施することについて、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、ノヤギを管理する目的その他の目的でノヤギを捕獲又は殺傷(以下「捕獲等」という。)の対象とする必要があり、ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置を講じていることを認めて、法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内のノヤギについては、狩猟鳥獣とみなす。

附 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三十一日環境省令第九号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年八月二四日環境省令第二〇号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二八日環境省令第一二号)

この省令は、平成十七年五月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日環境省令第一二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二七日環境省令第一五号）

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月一六日環境省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年九月一五日環境省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年十一月三〇日環境省令第三二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条、第五条、第八条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の二の二の改正規定、第九条、第十一条及び第十二条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。

附 則（平成二四年九月一九日環境省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年二月二〇日環境省令第三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。

（環境省特区省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の環境省特区省令第二条の規定により改正法による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二条第三項の狩猟鳥獣とみなされているノヤギは、改正後の環境省特区省令第二条の規定により改正法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第七項の狩猟鳥獣とみなされているノヤギとみなす。

附 則（令和四年八月二五日環境省令第二四号）

この省令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年八月三十一日）から施行する。